

令和7年度 第1回岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日時：令和7年5月15日（木）

全体会終了後（午後2時頃予定）

会場：岡崎市役所東庁舎6階601号室

次 第

1 開 会

2 各委員挨拶

3 議 事

(1) 会長選任について

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る条例の制定について

(3) 小規模保育事業所の廃止及び認可について

(4) 令和7年度主要・新規事業について

4 その他

5 閉 会

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る条例の制定について

令和 8 年 4 月から、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）が本格実施されます。

この事業に関する設備及び運営に関する基準は、児童福祉法第 34 条の 16 において、条例で定めることとされており、本市においても内閣府令（令和 7 年 1 月 14 日公布）に定める基準に従い、条例を制定します。

1 制定する条例

岡崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

3 乳児等通園支援事業の概要

利用対象者	0 歳 6 か月～満 3 歳未満で保育所等に通っていないこども
対象者の認定	居住する市町村による認定の仕組み（利用者から申請行為が必要）
利用時間	月の利用可能枠（10 時間を上限。令和 8～9 年度は経過措置として 3 時間での設定が可能）の中で、時間単位等で柔軟に利用
利用者負担額	事業所が直接徴収をすることを想定（300 円/人/時間）
利用方法（契約）・ 予約方法	こども誰でも通園制度総合支援システムを活用し、利用予約 ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握が可能
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等

4 実施場所

公立保育園を予定

5 その他

令和 7 年 9 月定例会に条例制定議案として提出します。

岡崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について

(基準の考え方)

条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準は、国の基準（「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」）に従い、または参酌すべきものとされています。

本市においては、国の定める基準を基本とし、国の基準と同内容とすることを予定しています。主な基準は下表のとおりです。

	項目	国が定める基準		市の基準（案）
		一般型※1	余裕活用型※2	
職員	資格	・保育士 ・その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者	各実施施設の基準に従う	国基準のとおり
	配置基準	・0歳児おおむね3人につき1人以上 ・1、2歳児おおむね6人につき1人以上 ※半数以上は保育士とする。	各実施施設の基準に従う	
設備、面積基準	乳児室の面積	0、1歳児1人につき1.65㎡	各実施施設の基準に従う	国基準のとおり
	ほふく室の面積	0、1歳児1人につき3.3㎡	各実施施設の基準に従う	
	保育室・遊戯室	2歳児1人につき1.98㎡	各実施施設の基準に従う	
	便所	設けること	各実施施設の基準に従う	
食事	食事提供を行う場合	当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。		国基準のとおり

※1 一般型：保育所等の定員とは別に、定員を設定し、児童を受け入れる場合

※2 余裕活用型：保育所等において定員に達しない場合に、定員の範囲内で児童を受入れる場合

小規模保育事業所の廃止及び認可について

1 諮問要旨

令和6年4月1日に事業を開始した小規模保育事業所1か所について、設置主体である法人が子会社へ事業を移管（無償譲渡）することから、児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づき審議会の意見を聴取するもの。

2 対象となる法人及び小規模保育事業所の概要

	現状	移管後
法人名	株式会社 NOVA	株式会社 NOVA キンダー
法人所在地	名古屋市中区大須四丁目1番21号	東京都品川区東品川2-3-12
代表者	代表取締役 稲吉 正樹	代表取締役 稲吉 正樹
施設名	じぶんみらい保育園日名南	
所在地	日名南町21番8	
建物	鉄骨造1階 専有面積 138.01 m ²	
認可定員	0歳児：3人 1,2歳児：16人	
開所時間	午前7：00～午後7：00（延長保育含む）	
従事者数	管理者：常勤1人 保育士：常勤3人 非常勤8人 栄養士：非常勤2人 調理員：非常勤2人	
認可基準 適合状況	適合（別紙参照）	
事業開始日	令和6年4月1日	令和7年10月1日

株式会社 NOVA キンダー（じぶんみらい保育園）の認可基準適合状況

1 認可基準の適合状況

(1) 設備に関する事項

基準		申請内容		
必要な設備	必要面積・要件等	設置する設備	根拠	移管に伴う変更
乳児室又はほふく室	乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上	0歳児：3人×3.3㎡=9.9㎡>16㎡ 1歳児：8人×3.3㎡=26.4㎡>30㎡	平面図	なし
保育室又は遊戯室	2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上	2歳児：8人×1.98㎡=15.84㎡>19㎡	平面図	なし
※上記を2階に設ける場合	耐火建築物又は準耐火建築物であること 常用の屋内階段又は屋外階段の設置 避難用として次のいずれかの設備 ・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ・待避上有効なバルコニー ・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備の設置			
調理設備	設置すること	設置	平面図	なし
便所	設置すること	設置	平面図	なし
屋外遊戯場	2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）	神明公園で代替 施設からの距離：50m	申請書、配置図	なし

(2) 人員に関する事項

基準		申請内容		
必要な人員	必要人数・要件等	配置する人員等	根拠	移管に伴う変更
保育士	次の職員数の合計に1人を加えた数以上 ・乳児：概ね3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児：概ね6人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳に満たない幼児：概ね20人につき1人以上	0歳児：3人÷3=1.0人 1、2歳児：16人÷6=2.6人 加算人数：1人 ⇒必要人数5人に対し配置予定数は常勤4人、非常勤8人（常勤換算3.1人）	申請書	あり
嘱託医	配置すること	配置	申請書	なし
調理員	配置すること	配置	申請書	なし

(3) 経済的基礎に関する事項

基準		申請内容		
要件	要件	経済的基礎の有無	根拠	移管に伴う変更
小規模保育事業を行うために必要な経済的基礎があること		経済的基礎を有する。 ・債務超過でないこと ・直近3年間で損失計上がないこと	直近3年間の決算書	あり

(4) 社会的信望に関する事項

基準		申請内容		
要件	要件	社会的信望の有無	根拠	移管に伴う変更
小規模保育事業を行う者(法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が社会的信望を有すること		社会的信望を有する。	誓約書	なし

(5) 実務担当幹部職員の知識・経験に関する事項

基準		申請内容		
要件	要件	実務担当幹部職員の知識・経験の有無	根拠	移管に伴う変更
実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること		実務担当幹部職員が知識・経験を有する。	園長候補者の履歴書等	なし

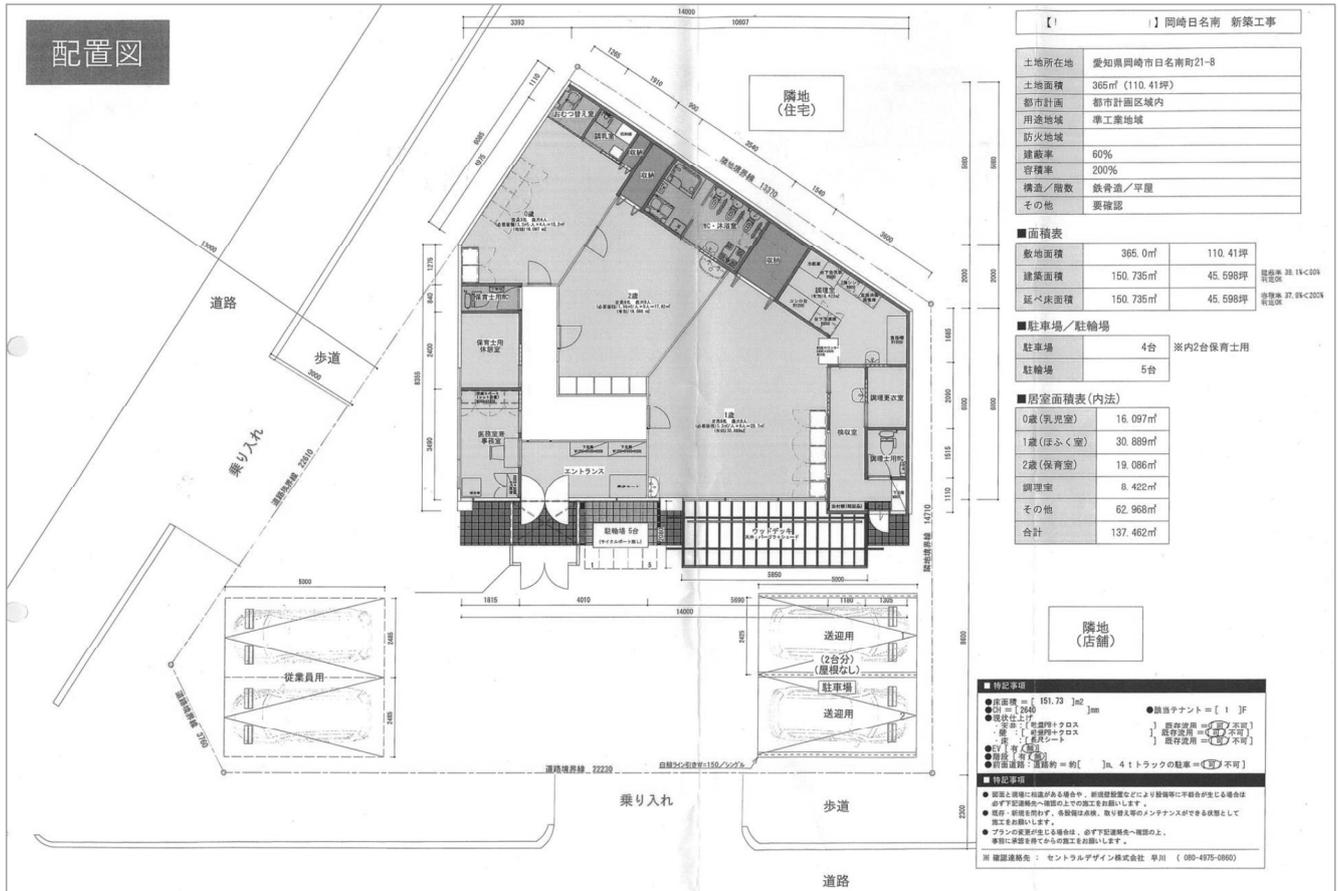
(6) 欠格事項に関する事項

基準		申請内容		
要件	要件	欠格事項該当の有無	根拠	移管に伴う変更
児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当するものでないこと		いずれにも該当しない。	誓約書	なし

2 付近の見取り図



3 平面図 (申請書抜粋)



令和 7 年度主要・新規事業について

- (1) こども育成課
- (2) 子育て支援室
- (3) 保育課
- (4) こども家庭センター
- (5) こども発達相談センター
- (6) 健康増進課

(1) こども育成課

【おかざきっ子 育ちプラン（岡崎市こども計画）の推進】

施策係 （Tel.0564-23-6798）

岡崎市では、令和6年度に「はばたく夢 こどもとともに育つ都市（まち）大好き おかざき」を基本理念とし、本市のこども施策を総合的に推進する「おかざきっ子 育ちプラン（岡崎市こども計画）」の策定を行いました。この計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とし、全てのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、家庭や地域、事業者、行政など社会全体で「こどもまんなか社会」を目指し、こどもたちの健やかな育ちをみんなで支え合う環境を作ることを目的としています。

岡崎市では、これまでも、前計画である岡崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、様々な子育て支援施策を展開してきました。新しい計画では、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画等、従来の計画の位置づけを引き継ぐとともに、新たに市町村子ども・若者計画としての位置づけを追加し、妊娠期から若者世代（概ね40歳未満）までの幅広い年代の「こども」と子育て家庭等に対象を広げました。また、こども基本法やこども大綱の趣旨を取り入れ、こども施策の実施等においてこどもの視点・意見を尊重する姿勢を明確にしています。

令和7年度から令和11年度までの計画期間では、各施策や各事業を推進するとともに、「岡崎市子ども・子育て会議」を評価機関として、計画の点検、評価を行い、事業の実施状況を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行います。



計画の位置付け

こども基本法に基づく
市町村こども計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく
市町村子ども・子育て支援事業計画

こどもの貧困の解消に向けた対策に関する法律第10条に基づく
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく
市町村子ども・若者計画

次世代育成支援対策推進法第8条に基づく
市町村行動計画

これらの計画を一体的に策定しています

計画の期間

2025年度 2029年度
(令和7年度) ~ (令和11年度)

までの5か年とします

(2) 子育て支援室

1 児童手当等の適正な支給

手当給付係 (Tel0564-23-6852)

児童手当、児童扶養手当及び遺児手当について、直近の制度改正に対応し支給対象者に適正に手当を支給します。

2 子どもの学習・生活支援事業の拡充

ひとり親相談支援係 (Tel0564-23-6749)

生活保護、児童扶養手当受給世帯等の子どもに対し、子どもの学習・生活支援事業を実施します。

令和7年度は、従来の対象者である小学5年生から中学3年生までの児童に加え、新たに支援の対象を高校生世代まで拡充します。

(3) 保育課

1 保育園園舎整備業務

総務施設係 (Tel.0564-23-6968)

安全で快適な環境で保育を行うために、老朽化した保育園園舎の整備を進めます。

(1) 公立保育園の増改築工事

継続 福岡南保育園 (定員: 200人)

保育棟 (鉄骨造平屋建・S49 竣工) ▶ 建替え
 管理保育棟 (鉄筋コンクリート造2階建・S55 竣工) ▶ 大規模改修

R7 保育棟建替工事 (供用開始)、仮設園舎改修工事、狭あい道路工事
 R8 管理保育棟大規模改修工事 (供用開始)、仮設園舎解体工事、外構工事



(2) 私立保育園の園舎整備工事

保育施策係 (Tel.0564-23-7230)

継続 るんびに一保育園 (増改築)

R7 4月供用開始、仮設園舎解体

新規 矢作保育園 (増改築)

R7 増改築工事
 R8 増改築工事、既存園舎解体
 R9 供用開始予定



	0歳～2歳	3歳～5歳	合計
るんびに一	14人増	6人増	20人増
矢作	6人増	5人減	1人増
増員数	20人増	1人増	21人増

2 こども園移行支援(保育枠の創設)

保育施策係 (Tel.0564-23-7230)

新規 たつみ幼稚園の幼稚園型認定こども園移行

R7 既存施設の改修 (ほふく室、乳児室、調理設備等の整備)
 R8 供用開始予定

区分	保育園分		幼稚園分	合計
	0歳～2歳	3歳～5歳	3歳～5歳	
定員	39人	100人	261人	400人

(4) こども家庭センター

1 岡崎市こども家庭センターの名称

4月から公所としての名称が「こども家庭センター」となり、母子保健機能と児童福祉機能を1か所に集約し、より一体的、効果的で迅速な相談支援体制となるよう取り組みます。

2 子育て短期支援事業【一部新規事業】

こども相談1・2係（Tel.0564-23-6759）

保護者の疾病、仕事、育児不安及び育児疲れ等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設又は里親宅において児童の養育・保護を行います。（原則7日以内）

これまで子育て短期支援事業では宿泊を伴う預かり（ショートステイ）だけでしたが、令和7年度から新たに夜間及び休日の宿泊を伴わない預かり（トワイライトステイ）を行います。トワイライトステイを導入することで、子育て世帯の利便性の向上と児童の夜間等の放置を防止します。

3 産前産後家庭支援事業【拡充】

こども相談1・2係（Tel.0564-23-6759）

妊娠中及び産後の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことで養育者の身体的、精神的負担を軽減します。

利用期間は産後6か月まで（多胎出産の場合は産後2年まで）でしたが、令和7年度から産後1年まで（多胎出産の場合は産後3年まで）に延長します。また、2人目以降の子がいる家庭には、産後3年までヘルパーが利用できる制度を新たに設けます。

子育て支援を受ける機会を増やし、複数のこどもがいる家庭の支援を強化します。

4 妊婦のための支援給付事業

母子相談1係（Tel.0564-23-7683）

子ども・子育て支援法改正に伴い、プレママ・ベビーケア応援金（出産・子育て応援交付金）が妊婦のための支援給付に変わります。妊娠届出時に5万円、こんにちは赤ちゃん訪問時にお子さん1人に対して5万円の給付の手続きができます。

5 母子保健計画の策定

母子相談1係（Tel.0564-23-7683）

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、次期母子保健計画（健やか親子21）を策定します。

(5) こども発達相談センター

1 相談事業の実施

相談係 (Tel0564-23-7067)

岡崎市、幸田町在住の主に小学校入学前までの発達に心配のあるお子さんと保護者を対象に、電話や面接（専門相談等）による相談や地区子育て支援センター等での出張相談（すくも相談）を行います。

2 教室等の実施

相談係 (Tel0564-23-7067)

発達に心配のあるお子さんと保護者等に対して、小集団において発達の遅れや発達の特性への気づきや理解を支援し、早期に適切な支援に結び付けることを目的に、「1歳6か月児健康診査事後教室（にこにこきっず1）」や社会性の体験の場を専門職のもとで提供する「療育的支援事業（にこにこきっず2）」を行います。

3 地域に向けての支援・啓発の実施

相談係 (Tel0564-23-7067)

園（公私立保育園・こども園、私立幼稚園）に対し、現状把握や事業説明を行う園巡回や、発達に心配のあるお子さんとそれにより具体的な困りごとを抱える支援者（保育士等）に対し、園に出向き対応や支援の仕方を一緒に考え検討を行う訪問支援を行います。

また、発達に心配のあるお子さんをはじめ、発達障がいに関する地域の理解を深める事業（支援者向けの研修や事例検討会、市民向け出前講座等）を行います。

(6) 健康増進課

組織編成により、こども家庭センターの母子保健機能を1か所に集約したため、健康増進課で実施していた妊産婦・乳幼児に関する個別支援はこども家庭センターに移管しました。

1 乳幼児健康診査 こども健診係 (Tel.0564-23-6084)

4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査及び、2歳児歯科健康診査を実施しています。

なお、4か月児健康診査は協力医療機関での個別健診、1歳6か月児、3歳児健康診査は岡崎げんき館での集団健診、2歳児歯科健康診査は歯科総合センターで実施します。対象児の保護者宛てに個別通知でお知らせしています。

また、1歳6か月児健康診査の発達面に関する再健康診査（レインボーの会）を実施しています。

2 相談事業 歯科・栄養係 (Tel.0564-23-6962)

不妊・不育専門相談として不妊症看護認定看護師による相談を実施しています。保健師による相談は随時実施しています。

こどもの食事やお口について、栄養士、歯科衛生士による相談を実施しています。

3 教室等

歯科・栄養係 (Tel.0564-23-6962) 離乳食教室、思春期健康教育
成人・難病支援係 (Tel.0564-23-6069) 小児慢性特定疾病児童等

乳児に対し、離乳食教室を実施しています。離乳食教室は、初期、後期ともに各月1回程度実施しています。

また、幼児～小中高生を対象とした思春期健康教育を出前講座として実施しています。

その他、小児慢性特定疾病児や家族を対象とした教室を実施しています。